

「茨城町学校跡地利活用計画（案）」についてパブリック・コメントを募集します。

パブリック・コメントは、町が政策に関する計画や条例などを策定するとき、それらの趣旨や内容などを町民の皆さんに公表し、意見募集を行い、寄せられた意見などを考慮して、最終的な計画等の案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する町の考え方をあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

平成23年3月策定の「茨城町小中学校再編計画」に基づき、平成28年3月までに6校の小学校が閉校となることから、現在、学校跡地の利活用について検討を進めております。

つきましては、「茨城町学校跡地利活用計画（案）」について、下記のとおりパブリック・コメントを募集しますので、ご意見・ご提案をお寄せください。

記

1 募集内容

茨城町学校跡地利活用計画（案）

2 募集期間

平成27年4月9日（木）から平成27年5月8日（金）まで

3 閲覧場所

- (1) 茨城町ホームページ
- (2) 茨城町総務企画部新政策審議室

4 応募資格

次の(1)から(5)までのうちいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) 町税の納税者

5 意見等の提出方法

次の(1)から(4)までのうちいずれかの方法により、別紙の様式又は任意様式に氏名、住所、連絡先（電話番号）を必ず明記の上、下記の宛先へ提出してください。氏名等の記入がない場合は、意見として検討されない場合がありますので、ご注意ください。

なお、意見を明確に把握するため、電話など口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接持参（茨城町総務企画部新政策審議室）

6 その他

- (1) 提出いただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で後日、茨城町ホームページにて公表します。
- (2) 個々のご意見に対し、個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 結果公表の際には、ご意見以外は公表しません。

7 提出・問合せ先

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
茨城町総務企画部新政策審議室
電話 029-215-8003 ファクシミリ 029-292-6748
電子メール shinseisaku@town.ibaraki.ibaraki.jp